

会員各位

平成27年2月20日
トヨタ自動車九州安全衛生協力会
事務局

全豊田外来工事資格管理（資格証管理）、及び 資格取得のための教育実施方法の一部変更について

日頃は安全衛生協力会活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

全豊田各社の工事・作業にて共通して使用していただいている、「全豊田外来工事資格証」の管理方法が次年度より一部変更されることになりました。併せて、全豊田外来工事資格取得のための教育実施方法についても一部見直しされることになりました。

これは、現行の管理方法では一部に法的資格管理面で不都合な点があり、更には全豊田各社共通に有効な資格でありながら各社運用の中で制度の格差が生じてしまっている点を是正し、管理・運用の統一化を図るために全豊田安全衛生研究会で見直されたものです。

つきましては、下記および別紙事項の内容をご確認いただき、周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 資格・教育管理に用いる用語の定義（統一）

2. 全豊田外来工事資格・教育管理制度の変更点

- (1) 資格証記載事項の制限
- (2) 工事責任者教育受講資格
- (3) 工事責任者資格の失効／復活
- (4) 作業責任者資格更新教育の時期
- (5) 全豊田高所作業資格の有効期限（トヨタ九州安協は3月末展開予定）
- (6) 全豊田高所作業教育の受講年齢（トヨタ九州安協は3月末展開予定）
- (7) 全豊田感電防止教育免除の公的資格範囲拡大
- (8) 公的資格で取得の全豊田感電防止資格の資格番号登録
- (9) 全豊田高所作業・感電防止教育の教育人数制限

具体的内容は別紙

3. 適用時期

平成27年4月1日より適用

以上

全豊田外来工事安全衛生資格・教育管理制度の変更内容と対応

1. 資格・教育管理に用いる用語の定義(統一)

	現行	変更(統一) ※注1
①全豊田資格の総称	(明確な名称なし)	全豊田外来工事資格
②資格取得を証明する書面	資格証、修了証、カード等	全豊田外来工事資格証 (略称:「資格証」)
③高さ2m以上の高所における作業に必要な資格	高所作業	全豊田高所作業
④電動工具・電気使用機器取扱い作業に必要な資格	感電防止	全豊田感電防止
⑤高所作業の資格取得教育	高所作業者特別教育	全豊田高所作業教育
⑥感電防止の資格取得教育	感電防止特別教育	全豊田感電防止教育

※注1 資格管理システム、資格証表示等に関しては、次期のシステムの全面変更までは現行の表示で運用する。(膨大な費用が必要のため)

2. 全豊田外来工事資格・教育管理制度の変更点

変更事項	現行	改訂(全豊田共通)	トヨタ安協規程
(1) 資格証記載事項の制限	・資格証には、全豊田外来工事資格に加え、申請に基づき8種類の特別教育等の修了記録を記載することができる	・資格証には規定以外の事項の記載は 原則禁止 (全豊田資格以外の記載を禁止) ※ 下記 3項3-1参照	BCA-001 § 7. BCA-001 (付則1~4)
<p>これら8種類の特別教育は、労働安全衛生法他により定められた教育であり、教育の修了証明は、当該教育を実施した機関が発行する修了証明のみが有効である。 現行の資格証管理は、記載を依頼された番号(記号)を転記するのみで、教育受講証明(エビデンス)の確認・保管もしておらず、資格証発行機関として責任が取れない。(資格を証明することができない)</p>			
(2) 工事責任者教育受講資格 (トヨタ安協実施分には影響なし)	全豊田規定なし 【トヨタ安協】 ・作業責任者実務経験 1年間以上	・作業責任者 実務経験1年間以上の者 ・但し、 新規参入仕入先(元請会社) は、1年間未満も可(条件あり)	BDA-001 § 4. BDA-001 § 4.
(3) 工事責任者資格の失効/復活	全豊田規定なし 【トヨタ安協】 ・作責失効後1年以内であれば作責資格再取得後復活 ・1年を超える場合は工責資格再取得が必要	・作責資格失効と同時に工責資格も失効 ・再度、作責(新規)教育を修了し 作責資格取得時より工責資格を復活する (作責資格証発行日より復活) (工責資格取得日は変更しない)	BCA-001 § 10. (注1)

	現行	改訂(全豊田共通)	トヨタ安協規程
(4) 作業責任者資格 更新教育の時期	・更新教育は有効期限1年前より受講できる (4年目に受講)	・作責証発行から5年間有効 ・資格更新をする場合は、 資格有効期限内 に更新教育を受講する (4年目に限定しない)	BCA-001 § 10. (注2)
(5) 全豊田高所作業資格の有効期限 (トヨタ安協は展開済)	【トヨタ安協】 ・70歳まで ・74歳までは1年ごとの申請で延長可	・有効期限は「なし」を明記	BCA-001 § 10.
(6) 全豊田高所作業教育の受講年齢 (トヨタ安協は展開済)	・満18歳以上～満55歳未満 ・満55歳以上は事業主が認めた者	・満18歳以上とする (上限年齢を削除)	BDA-005 § 4.
(7) 全豊田感電防止教育免除の公的資格範囲の拡大	【全豊田】 電気関係の特別教育及び電気工事士等の免許取得者は感電防止教育修了者とみなす 【トヨタ安協】 電気関係の特別教育(低圧電気特別教育修了者等)、及び免許(電気工事士)取得者は感電防止特別教育修了者とみなす	次の電気関係の免許取得者及び教育修了者は、全豊田感電防止教育修了者とみなし、下段の(8)の措置をとる。 ・ 電気主任技術者(1～3種) ・電気工事士(第1種、第2種) ・ 電気技術施工管理技士(1級、2級) ・ 建築設備士(電気) ・低圧電気取扱者特別教育 ・ 高圧電気取扱者特別教育 ・ 特別高圧取扱者特別教育	BDA-006 § 4.
(8) 公的資格で取得の全豊田感電防止資格の資格番号登録	全豊田規定なし (これまでは「公的資格所有」「低圧電気」等で表示)	上記の公的電気関係資格で全豊田感電防止資格証を取得する場合は、 電気関係公的資格取得を証明するもの (資格証の写し、教育修了証明の写しなど)を「全豊田外来工事資格証発行依頼書」に添付し資格証発行機関に提出する。 (感電防止資格証番号を登録する) ※ 下記 3項3-2参照	BCA-001 § 8. BDA-006 § 4. BCA-001 様式1
<p>将来的には、全豊田で資格管理データの一元化を計画しているが、現状の方法では管理ができない。全豊田感電防止資格の個人の登録番号を付与することで、一元化管理の対応に備える。</p>			
(全豊田ルールの周知)	全豊田規定なし <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">現状では全豊田ルールを周知しないまま就業してしまう恐れがある。</div>	公的電気関係資格で全豊田感電防止資格を取得する場合は、「 感電防止テキスト 」を熟読すること。	BCA-001 § 8. BDA-006 § 4.
(9) 全豊田高所作業教育 全豊田感電防止教育の教育人数制限	全豊田規定なし	・1開催あたり 100人 を上限とする	BDA-006 § 7.

3. 資格・教育管理制度変更に伴うトヨタ自動車九州安全衛生協力会の対応

3-1. 資格証記載内容変更に伴う対応(上記2-(1)の対応)

(1)平成27年4月1日以降の「資格証」への記載

- ① 資格証に記載する事項は、**全豊田外来工事資格に関する事項のみ**とする。
 - i) 工事責任者資格
 - ii) 作業責任者資格
 - iii) 全豊田高所作業資格
 - iv) 全豊田感電防止資格
- ② 協力会認定講師が各事業場で実施する特別教育の修了証明は、教育を実施した機関(事業場)で行われるものとし、**協力会での記録管理、および「資格証」への記載(追加記載)は行わない。**
- ③ 他の教育実施機関で行われた特別教育等について、**協力会での記録管理、および「資格証」への記載(追加記載)は行わない。**

(2)記載済の記録データの措置(8種類の特別教育等の記録)

- ① 資格証の次期更新時に**全ての記録を削除する。**
 次期更新時までは、現行の資格証を使用することとする。
 従って、**極力早期に**所属各社にて教育記録の整備(正式な修了証明の確保)を実施していただく。
 (基本的には各人が正式な修了証明を所持している)

(3)協力会講習分科会で実施の教育修了認定

- ① 平成27年3月31日までに**行われた協力会講習分科会が実施の教育、および、協力会認定講師が実施し協力会で登録した特別教育等**の修了証明は、協力会事務局が行う。
- ② 平成27年4月1日以降に**協力会講習分科会が実施する職長・安全衛生責任者教育および特別教育等**の修了証明は、協力会事務局が行う。
- ③ 協力会事務局は、以下の方法で本人分の教育修了証・記録証を発行する。
 - i) **資格証更新に合わせて発行**
 - ii) 元請会社からの申請に基づき発行
- ④ 更新時期の前に【特別教育等修了記録証】の発行を希望する場合は、「全豊田外来工事資格証発行依頼書:【取得済資格申請書】」にて行き、**特別教育修了証明の写し・写真・現行の資格証**を添付する。
 ※初回発行は無償、再発行(紛失等)は有償(1,000円/枚)とする。

【職長・安全衛生責任者教育修了証】

(表)	(裏)
職 長 安全衛生責任者 教育修了証 氏 名 安協 太郎 生年月日 1973年 9月 11日 修了証番号 VKT13-00001 トヨタ自動車九州 安全衛生協力会 2013年07月11日 交付	あなたは労働安全衛生法第60条及び 通達(基発第0512004号)に基づく「職長・安全衛生 責任者」教育を修了したことを証します 講 師 名: 山田 一郎 トレーナー名: RST(建設)トレーナー トレーナーNo.: (東) 大 第 10001 号 (安責補講): 東 大 第 号

平成25年4月より
発行

【特別教育等修了記録証】(一枚化)

(表)	(裏)												
特別教育等修了記録証 氏 名 安協 太郎 生年月日 1973年9月11日 上記の者は、労働安全衛生法第59条及び通達 (基発第197.710号)に基づく、特別教育を修了 したことを証します。 トヨタ自動車九州 安全衛生協力会 交付日 2015年4月1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>《教育名》</th> <th>《修了番号》</th> <th>《取得日》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定粉じん作業</td> <td>VK13-粉00001</td> <td>2013/9/19</td> </tr> <tr> <td>有機溶剤取扱</td> <td>VK10-有00001</td> <td>2010/6/15</td> </tr> <tr> <td>振動工具取扱</td> <td>VK16-振00001</td> <td>2016/9/18</td> </tr> </tbody> </table> (トヨタ自動車九州機構内独自の特別教育)	《教育名》	《修了番号》	《取得日》	特定粉じん作業	VK13-粉00001	2013/9/19	有機溶剤取扱	VK10-有00001	2010/6/15	振動工具取扱	VK16-振00001	2016/9/18
《教育名》	《修了番号》	《取得日》											
特定粉じん作業	VK13-粉00001	2013/9/19											
有機溶剤取扱	VK10-有00001	2010/6/15											
振動工具取扱	VK16-振00001	2016/9/18											

協力会講習分科会
実施の教育、及び
平成27年3月31日
までの協力会認定
講師が実施の教育
の修了記録を1枚に
まとめて発行

3-2. 全豊田感電防止資格番号の登録(上記2-(7)、(8)の対応)

(1)平成27年4月1日以降の登録と「資格証」への記載

- ① 全豊田感電防止資格番号は、資格証発行機関(協力会事務局)で付与する。
- ② 全豊田安全衛生研究会で定めた電気関係の公的資格で全豊田感電防止資格を取得する場合は、資格証発行機関(協力会事務局)に**資格番号の登録と資格証発行の申請**をする。
- ③ 資格証発行申請は、「全豊田外来工事資格証発行依頼書:【特別教育選考結果報告書】」にて行い、**公的資格の取得を証明するもの**(資格証の写し、特別教育修了証明の写しなど)を添付する。

(2)記載済の記録データの措置

- ① 平成27年3月31日までに発行の資格証にある「公的資格所有」「低圧電気」の表示は、**次期の作業責任者資格更新、または、資格証紛失等による再発行の時期までは有効**とする。
 - ・ 現行の資格証を使用することとし、資格証の更新・再発行の時点で新たに全豊田感電防止の資格番号を登録する。(更新・再発行の必要がない場合は、将来の資格管理データの一元化計画にて資格番号を登録する。(別途案内))
 - ・ 資格証紛失等による再発行時での資格番号登録の場合は、「全豊田外来工事資格証発行依頼書:【再交付申請】【特別教育選考結果報告書】」にて行い、**公的資格の取得を証明するもの**(資格証の写し、特別教育修了証明の写しなど)・**写真**を添付し、有償(1,000円/枚)にて受付ける。
 - ・ 更新時期の前に資格番号登録を希望する場合は、「全豊田外来工事資格証発行依頼書:【特別教育選考結果報告書】」にて行い、**公的資格の取得を証明するもの**(資格証の写し、特別教育修了証明の写しなど)・**写真**・**現行の資格証**を添付し、有償(200円/枚)にて随時受付ける。
- ② 資格証更新・再発行における資格番号登録は、「全豊田外来工事資格証発行依頼書:【特別教育選考結果報告書】」にて行い、**公的資格の取得を証明するもの**(資格証の写し、特別教育修了証明の写しなど)を添付する。

4. 今回新たに制定する協力会規程

BCA-001 全豊田外来工事資格	安全衛生資格管理規程
BDA-001 全豊田外来工事資格	工事責任者教育実施要領
BDA-002 全豊田外来工事資格	作業責任者教育実施要領
BDA-005 全豊田外来工事資格	全豊田高所作業教育実施要領
BDA-006 全豊田外来工事資格	全豊田感電防止教育実施要領

5. テキスト等の見直し

- ① 今回の措置による変更点の教育テキスト等の見直しは、全豊田安全衛生研究会、ならびに協力会教材分科会で実施する。
- ② テキスト等の見直しは、平成27年3月31日までに完了し、4月1日に改訂版を発行する。

【見直しの必要なテキスト等】

1) 全豊田外来工事 作業責任者テキスト	(改訂)	全豊田安全衛生研究会
2) 全豊田外来工事 全豊田高所作業テキスト	(改訂)	全豊田安全衛生研究会
3) 全豊田高所作業 試験問題	(改訂)	全豊田安全衛生研究会
4) 全豊田外来工事 全豊田感電防止テキスト	(改訂)	全豊田安全衛生研究会
5) 工事責任者テキスト	(改訂)	トヨタ自動車安全衛生協力会
6) 仕入先トヨタ構内作業要領	(改訂)	トヨタ自動車安全衛生協力会
7) 安全衛生指導マニュアル	(改訂)	トヨタ自動車安全衛生協力会
8) トヨタ自動車構内作業 安全衛生手帳	(改訂)	トヨタ自動車安全衛生協力会
9) 振動工具取扱作業員テキスト	(改訂)	トヨタ自動車安全衛生協力会
10) アーク溶接作業員テキスト	(改訂)	トヨタ自動車安全衛生協力会
11) コンプライアンスダイジェスト	(改訂)	トヨタ自動車安全衛生協力会
12) トヨタ自動車構内作業における安全衛生活動要領	(改訂)	トヨタ自動車安全衛生協力会

6. 適用時期 平成27年4月1日より適用

以上